

市県民税申告受付日程

とき	受付会場
16(火) 17(水) 18(木) 19(金) 20(土)	総合市民会館 ※ 2月23日(火)は税の無料相談日です。 中国税理士会から派遣された税理士に、 無料で相談を受けてもらえます。 ※ 2月20日(土)、21日(日)は休日ですが 申告の受け付けを行います。
21(日)	9時~12時
22(月)	9時~16時
23(火)	9時~12時
24(水)	9時~12時
25(木)	9時~16時
26(金)	9時~12時
29(月)	10時15分~12時 阿多田島漁協 ※ 阿多田地区の方のみ対象です。 10時~12時 松ヶ原集会所
1(火) 2(水) 3(木) 4(金) 7(月) 8(火) 9(水) 10(木) 11(金) 14(月) 15(火)	農林振興センター 市役所(3階) 9時~16時
16(水) 17(木) 18(金) 19(土) 20(日)	

○申告書は自分で記入し、郵送することもできます。

○申告書類は申告会場と市民税務課にあります。



早めの事前準備を

申告受付期間は2月16日(火)~3月15日(火)

問い合わせ 市民税務課 ☎ 592128

市県民税の申告時期になりました。
平成28年1月1日現在で市内在住の方を対象に、申告の受け付けをします。申告が必要な方は、申告期間中に申告をしてください。
また、申告の内容によっては所得税および復興特別所得税の確定申告が必要となり、市の会場で受け付けができない場合もあります。(例..青色申告や分離課税所得など)

申告会場は混雑し、待ち時間が長くなることがあります。



○税務署から送付された申告書類や案内など

○公的年金源泉徴収票
○給与などの源泉徴収票

○生命保険の満期返戻金(一時金)
や個人年金などを受け取った方は、
その受取通知書や支払明細書など

○医療費控除を受ける場合は、支払
った医療費の領収書

※ 人ごと、医療機関別にまとめ、
計算しておいてください。

○事業所得や不動産所得などがある
場合は、収支内訳書

※ 用紙は会場にあります。収入・
支出に関する帳簿や領収書などを
整理し、準備しておいてください。

○生命保険料や地震保険料の控除証
明書

○国民健康保険料や介護保険料などの
社会保険料の納付確認書や領収書

※ 大竹市に支払った国民健康保険
料、介護保険料、後期高齢者医療
保険料(いずれも年金からの天引き
分を除くものが記載)の納付確認
書は1月下旬に送付しています。

○配偶者や扶養親族を控除対象とす
る場合は、その方の収入金額がわ
かるもの

○控除などの対象になる寄附金を申
告する場合は、受領証や振込票の
控えなど確認ができる書類
○本人名義の口座番号などがわかる
もの

※ 所得税および復興特別所得税が
還付になる場合に必要です。
○印鑑

申告が必要かどうかなど、詳しく
は市広報1月号および市ホームページ
に掲載しています。

※ 確定申告の結果によつては、所
得税および復興特別所得税が納付
または還付になる場合があります。

その内容は平成28年度の市県民税
額に反映されます。申告の要否に
迷う場合は、各会場で相談してく
ださい。

2/23

税の無料相談

税理士記念日行事として、
中国税理士会が、無料の相
談会を行います。

とき 2月23日(火) 9時~16時
ところ 総合市民会館(2階)

